

第6 計画の推進

1 計画の推進体制

○道の推進体制【再掲】

道では、こども施策を総合的かつ計画的に推進するため、知事を本部長に、関係部長を本部員とする北海道こども政策推進本部を設置しており、引き続き、全庁を挙げてこども施策を推進していきます。

○地域における推進体制【再掲】

こども施策を推進する上で、地域の特性や実情を踏まえた取組が重要となることから、総合振興局・振興局ごとに設置している少子化対策圏域協議会において、少子化対策をはじめとするこども施策に係る情報交換や検討協議、市町村への支援を行うとともに、全道連絡会議の開催などを通じて、関係機関と連携した取組を推進します。

○北海道こども施策審議会【再掲】

道では、北海道こども基本条例第18条に基づき、こども施策の推進を図るための知事の附属機関として、審議会を設置し、こども施策の推進に関する重要事項の調査審議等を行っており、計画の推進状況や施策等の評価などに関して、審議会からの意見をいただき、計画に登載する施策や事業の進め方などに反映していきます。

2 計画の点検評価

計画の推進状況については、北海道こども基本条例第11条第7項及び少子化対策条例第21条並びに青少年条例第12条に基づき、公表します。

毎年度実施する点検評価に当たっては、各年度の実績や事業指標の達成状況などについて、道民にわかりやすい内容となるよう努めるとともに、道民意識やニーズの変化等を的確に把握するため、必要に応じ調査等を行います。

また、計画策定・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルの点検手法により、施策の内容や取組方法等の不断の見直しを行います。

